

# 語学留学・研修プログラム約款

## 第1条(約款)

申込み希望者は、本約款を承諾の上、Atsumorism, Inc. (以下「当社」といいます)に対し、本約款に含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申込みます。

## 第2条(契約の申込みと成立)

(1) 本約款における申込み希望者による留学プログラム契約の申込み成立は、申込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「留学・研修申込書」を作成・提出し、その契約が当社が承諾の上しるをいいます。

(2) 本約款に基づく申込み者と当社との間の留学プログラム契約の成立後、当社は留学手続きを開始するにあたって、電子的通知によりご連絡する場合があります。

(3) 申込みの段階で、留学先学校または研修機関先(以下「留学先」といいます)が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入が混み合っている等の事由で申込み者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申込み者の承諾を得て、可能な代替案を提示の上、手配努力いたします。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第12条(免責事項)によりお預かりする申込み金は返金致しかねます。

## 第3条(拒否事由)

当社は、申込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込み者からの申込みをお断りする場合があります。

(1) 申込み者が未成年である場合または学生の場合、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことが認められたとき。

(2) 申込み者が未成年である場合または学生の場合、申込みについて親権者(保護者等)の同意がないとき。

(3) 申込み者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。

(4) 申込み者が希望する留学先・留学時期の申込み手続きの期限までに、学校が手続きが完了できる見通しがなくなるとき。

(5) 申込み者の過去の既往病または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認められたとき。

(6) その他、当社が不適切と認めたとき。

## 第4条(プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申込み者の希望する留学先に対する留学申込み手続きの代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学研修後の申込み者に対しては何らかの保証を行うものではありません。この留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

(1) 留学手続き

入学願書の作成や書類の送付及び留学費用の送金、入学許可の取り付け等、入学の手続きを行います。

(2) 滞在手続き

当社は、留学先に合わせた寮・ゲストハウス滞在等の申込み手続きを代行します。ただし、申込み者の希望により入寮またはゲストハウスを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮もない滞施設等を持たない場合や申込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手配は行いません。希望留学先によっては、申込み者の出発以前に寮またはゲストハウスの滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮・ゲストハウスは、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申込み者の希望が通らない場合もあります。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、または申込み者の希望通りの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

(3) オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要なフレットカード・保険・電話の利用の仕方などを説明します。また、担当留学カウンセラーがアドバイザー等のオリエンテーションを行います。なお、当社のオリエンテーションが実施されるまでの交通費は、申込み者の負担となります。

## 第5条(必要書類)

申込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途ご連絡いたします。申込み者は、指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

## 第6条(諸費用)

(1) 留学費用に含まれるもの

・留学手数料

・料金に明示した語学留学・滞在施設宿泊料金

・送金手数料

(2) 留学費用に含まれないもの

以下にあげる費用は、上記(1)項の費用には含まれません。申込み者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求いたします。

1: 航空運賃

2: 各国空港税、国内の空港施設使用料、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用

3: 寮等一部滞在先に対する保証金(デポジット)

4: 海外留学保険料

5: パスポートの申請書類作成料及びビザ申請書類作成料

6: 必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料  
預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書(大学・短大・高専、高校のもの)、戸籍簿本等

7: 緊急連絡費

申込み者またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や留学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けします。その際にかかるとは、相手国を問わず1件1回としてご請求させていただきます。この場合、申込み者は当社が申込み者に対して請求してきた金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

8: その他、留学先にかかる交通費、オプションツアー参加費など個人的費用

## 第7条(申込み後の変更と変更手数料)

(1) 留学開始前

申込み者の都合により、希望留学先における「入学日の変更」「授業コースの変更」「寮からゲストハウスへの変更」等申込み内容及び手配内容の変更の申し出があったときは、当社は可能な限り申込み者のご希望に応じます。この場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更費用の請求があった場合は、申込み者の負担となります。

(2) 留学開始後

申込み者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合は、必ず現地に当該機関の同意を得た上

で申込み者が手続きを行うものとします。追加費用等が発生する場合は、すべて申込み者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は権利放棄と見なし、払い戻しは一切いたしません。留学プログラムの延長や変更(コースや滞在方法)の希望においても、すべて申込み者の責任において当該機関に申込み者が手続きし、費用の支払いは当該機関の指示に従うものとします。

## 第8条(支払い)

申込み者は、本約款の各条項に定められた、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合は、当社は本約款に基づき、申込み者が当社に対して支払った留学費用、その他の諸費用、代行手数料の費用を申込み者に対して返還いたしかねます。申込み者が指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法に必要な差額をお支払いいただきます。なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払先との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定められた各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料(以下「振込手数料」といいます)ならびに当社から申込み者に対して返金する際の手配手数料は、すべて申込み者の負担となります。

## 第9条(申込み後の取り消しと返金)

申込み者が、申込み後に留学の手続きを取り消される場合は、取消料をお支払いいただくことにより、申込み内容の全部または一部を解除することができます。なお、審査・満席・抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消料を申し受けます。申込み内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手数料にかかる航空会社に申し出るキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込み者の負担とします。また、当社がこれを立て替えたときは、申込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

## 第10条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金致しません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申込み者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

## 第11条(当社からの解約)

(1) 申込み者から次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申込み者が、当社指定期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。

②申込み者が、当社指定期日までに、第2条、第6条、第7条、第9条に定めている費用の支払いを行わないとき。

③申込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ、1ヵ月以上にわたり連絡不能となるとき。

④申込み者が滞先に届け出た、申込みに関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽のあることが判明したとき。

⑤申込み者が、本約款に違反したとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、申込み金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申込み者に対して一切返金致しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手数料における航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込み者が負担するものとします。申込み者は当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

## 第12条(免責事項)

本約款は、以下の事由によるプログラムの変更、解約又は不能によりお客様に生じた損害につき、一切責任を負いません。また、申込み金、プログラム料金、実費、変更手数料等、お客様が既に当社にお支払い頂いた費用についても一切返金いたしません。なお、以下の事由によりプログラムが変更または解約となった場合においても本約款所定の変更・解約手数料が発生しますので、予めご了承ください。

(1) お客様の主観的事由により、お客様が希望する留学先、研修先、宿泊滞在先等の条件・内容がお客様に適合しない場合。

(2) 当社の責めに帰さない現地機関の都合・判断により、お客様の留学先、研修先、宿泊滞在先、授業内容、研修内容、宿泊滞在内容、ボランティア内容、実費、日程その他のプログラムの内容が変更され、又は不能となった場合。

(3) 天災、地震、戦争、暴動、ストライキ、その他当社の管理できない事由により、プログラムの内容が変更され、又は不能となった場合。

(4) 大使館、移民局等の都合、法改正等当社の責めに帰さない事由により、プログラムの内容が変更され、又は不能となった場合。

(5) 当社が管理できないお客様の都合又は大使館、移民局等の都合でパスポート、ビザ(査証)が発給されない場合、発給が遅延した場合は、または現地で入国拒否された場合。

(6) 当社が管理できない現地機関の都合・判断によりお客様の受入れを拒否もしくは延期されたことによりプログラムが変更され、又は不能となった場合。

(7) 当社が管理できない現地機関又は大使館・移民局等の機関の責めに帰す事由によりプログラムが変更され、または不能となった場合。

当社は、プログラム料金の支払いに関し、提携先金融ローン会社の紹介や申込手続代行を行うことがあります。それらは、当該ローン会社とお客様との間の法律関係であり、お客様の独自の判断で当該ローン会社との契約となります。当社は、貸付審査の結果によるローンの可否や債務保証、その他当該ローン会社とお客様との間の法律関係について一切責任を負いません。

3 当社等は、現地滞在中サポートサービスとして、身元保証サービスを行うことがあります。これにより金銭的又は法的責任を負うものではありません。万一、当社が金銭的又は法的責任を

負い、お客様が金銭を支払い又は支払義務を負い、その他損害を被った場合には、お客様は当社に対し、直ちにそれらを弁償しなければなりません。

4 当社等は、現地滞在中サポートサービスとして、郵便物・手荷物無料預かりサービスを行うことがあります。当社等の故意又は重大な過失に基づかない盗難、紛失、破損事故については一切責任を負いません。

5 当社等は、お客様の特定の行動に対して指示又は指導を行うものではなく、お客様は、個人の責任において行動するものとし、お客様個人の行動により生じた以下に例示するような事項は、お客様個人の責任と負担で解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

(1) お客様が日本国又は現地の法令に違反し、又はそれに準ずる行為を行なったことにより生じた刑事事件等。

(2) お客様が現地における危機管理、安全、健康その他の配慮を欠いたことにより生じた、紛争・事故、又は病気等。

(3) お客様と他のお客様、その他第三者との間で生じた紛争・事故。

(4) お客様と留学先、研修先、宿泊滞在先等との間で生じた紛争・事故。

(5) その他お客様個人の行動により生じた紛争・事故。

## 第13条(損害の負担)

1 当社は、本約款に基づき各種サポートサービスを提供するにあたり、当社の故意又は重大な過失によりお客様に損害を与えた場合、その責任を負うものとします。

2 お客様の選択したプログラムによって、現地滞在中サポートサービスを提供するため、当社提携先がサービスを行うことがあります。当社提携先が提供するサポートサービスに関し、当社提携先がお客様に損害を与えた場合、当社に故意又は重大な過失による管理又は監督上の責任がある場合を除き、当社は何らの責任を負いません。

3 ホームステイ、ファームステイ等の宿泊滞在先の選定は、お客様の希望を受けて当社の選定方針に基づき選定されますが、かかる宿泊滞在先において、お客様が何らかの損害を受けた場合、宿泊滞在先の選定に関し当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。

4 当社の選定基準によらず、当社がお客様の指示に従い宿泊滞在先を選定した場合、当社は一切責任を負いません。

5 お客様の故意又は過失により当社が損害を被った場合、お客様は当社に対し、その損害を賠償するものとします。

## 第14条(個人情報取り扱いについて)

お客様よりご提供頂きました個人情報(当社の個人情報保護方針(当社のホームページに掲載しております)にてご確認ください)に基づき、以下のとおりお取扱いたしますので予めご了承ください。

(1) 海外留学・研修・滞在・永住・移住、各種情報提供、就職支援、職業紹介等当社の商品・サービスの申し込みを頂く際に、氏名、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、パスワード、性別、生年月日、出生地、国籍、留学・研修・滞在・永住・移住先、希望留学先・校名、学歴、職歴などの提供を頂きます。これらの個人情報は、ビザ申請、渡航手続、保険申込、航空券予約、留学手続、研修先手配、ホームステイその他滞在先手続、永住・移住先手続、就職支援、職業紹介、お客様への連絡、当社での顧客層の分析及び各種ご案内・情報提供等をお客様に差し上げる目的のみに限定し、他の目的には一切利用いたしません。

(2) 当社にご提供頂く事項については、お客様の任意で決定して下さい。

但し、必要事項をご提供頂かなかった場合、ご利用頂けないサービスや各種手続ができない場合がありますので予めご了承ください。

(3) 当社は、海外留学・研修・滞在・永住・移住、就職支援・紹介、情報提供等当社の商品・サービスに申し込まれたお客様の個人情報や、海外渡航申請、航空券の手配、保険の申込み、ビザ申請、ホームステイその他滞在先手続、学校入学手続、研修先手配、就職コンサルティング、職業紹介、就職支援・紹介、各種情報提供等を行うために、航空会社、保険会社、銀行、ホールゼンラー、旅行代理店、現地子会社、現地政府機関、現地エージェント、留学先、ホームステイ先その他滞在先先、就職コンサルティング会社、職業紹介事業者等及び、各通信・宅配事業者、国内緊急連絡先に記載されている方へ提供する場合があります。

(4) 当社は、お客様へご案内等を差し上げるため、個人情報の取扱に関する契約を締結した上で、メール配信及び、ダイレクトメール配信業者等にお客様の個人情報を預託する場合があります。

(5) お客様は、いつでもお客様の本人の個人情報を開示するよう求めることができます。

開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合、お客様は当該個人情報の訂正、又は利用の中止を要求することができます。尚、開示の際は、送料等の実費負担をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

(6) 開示、訂正、又は利用の中止を要求される場合、次のお客様窓口まで、お電話、又はメールでご連絡ください。

個人情報に関する問合せ窓口:

T193-0835 東京都八王子市千代町2-20-2 加パ・ビル201 Atsumorism, Inc.

個人情報問合せ窓口 042-673-3860 info@atsumorism.com

## 第15条(一般義務)

お客様は、次の各号を遵守し、プログラムの円滑な運営に協力するものとします。

(1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。

(2) 当社等、留学先、研修先、宿泊滞在先等が定める各種規則に従って行動すること。

(3) 当社等、留学先、研修先及び宿泊滞在先のみならず、現地の人々に対しては現地の文化を充分理解し、常識をわきまきって行動すること。

## 第16条(管轄裁判所)

本約款及びプログラム契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第17条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

## 第18条(準拠法)

本約款及びプログラム契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 第19条(発行期日)

本約款の内容は、2015年12月1日以降に申し込まれるすべてのプログラム契約に適用されます。